

令和6年度 第●回教育本部理事会

令和5年(2023年)9月●日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">5 1 3 公認スキー検定員規程</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。 （年度）</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 （任務）</p> <p>第3条 検定員は、スキーの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスキーバッジテストを公正公平に実施しなければならない。 （検定員の種類）</p> <p>第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。 公認スキーA級検定員（以下「A級検定員」という。） 公認スキーB級検定員（以下「B級検定員」という。） 公認スキーC級検定員（以下「C級検定員」という。） （資格）</p> <p>第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A級検定員検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキーA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスキーB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スキーC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。 （検定の範囲）</p> <p>第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）A級検定員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会</li> <li>② スキー指導員検定会（養成講習会の講師を含む）</li> <li>③ スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）</li> <li>④ A級検定会</li> <li>⑤ B級検定会</li> <li>⑥ C級検定会</li> <li>⑦ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む）</li> </ol> <p>（2）B級検定員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）</li> <li>② B級検定会</li> <li>③ C級検定会</li> <li>④ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む）</li> <li>⑤ 全日本スキー技術選手権大会予選会</li> </ol> <p>（3）C級検定員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スキーバッジテストの内、級別テスト（事前講習の講</li> </ol>	<p style="text-align: center;">5 1 3 公認スキー検定員規程</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。 （年度）</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 （任務）</p> <p>第3条 検定員は、スキーの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスキーバッジテストを公正公平に実施しなければならない。 （検定員の種類）</p> <p>第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。 公認スキーA級検定員（以下「A級検定員」という。） 公認スキーB級検定員（以下「B級検定員」という。） 公認スキーC級検定員（以下「C級検定員」という。） （資格）</p> <p>第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A級検定員検定会で合格した者が、<u>別に定めた手続きを行うことにより資格が</u>付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキーA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスキーB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スキーC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。 （検定の範囲）</p> <p>第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）A級検定員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会</li> <li>② スキー指導員検定会（養成講習会の講師を含む）</li> <li>③ スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）</li> <li>④ A級検定会</li> <li>⑤ B級検定会</li> <li>⑥ C級検定会</li> <li>⑦ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む）</li> </ol> <p>（2）B級検定員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）</li> <li>② B級検定会</li> <li>③ C級検定会</li> <li>④ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む）</li> <li>⑤ 全日本スキー技術選手権大会予選会</li> </ol> <p>（3）C級検定員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スキーバッジテストの内、級別テスト（事前講習の講</li> </ol>	<p>510 公認スキー指導者規程に合わせる</p>

<p>師を含む)</p> <p>② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト (実施)</p> <p>第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (有効期間)</p> <p>第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 (資格の継続)</p> <p>第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。 (資格の停止)</p> <p>第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。 (活動の停止)</p> <p>第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除)</p> <p>第12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失)</p> <p>第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (クリニック)</p> <p>第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場)</p> <p>第15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。 2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキープライズテストにおいて実施することを原則とする。 3 C級検定会は、スキーバッジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。 4 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。 (申請)</p> <p>第16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	<p>師を含む)</p> <p>② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト (実施)</p> <p>第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (有効期間)</p> <p>第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 (資格の継続)</p> <p>第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。 (資格の停止)</p> <p>第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。 (活動の停止)</p> <p>第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除)</p> <p>第12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失)</p> <p>第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (クリニック)</p> <p>第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場)</p> <p>第15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。 2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキープライズテストにおいて実施することを原則とする。 3 C級検定会は、スキーバッジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。 4 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。 (申請)</p> <p>第16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	
---	---	--

<p>(責任者・検定員)</p> <p>第 17 条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) A級検定会</p> <p>① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>② 主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>③ 検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。</p> <p>(2) B級検定会</p> <p>① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>② 主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者</p> <p>④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。</p> <p>(3) C級検定会</p> <p>① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>② 主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者</p> <p>④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第 18 条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) A級検定会</p> <p>① スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者</p> <p>② 受検する年度の6年度前までにB級検定員を取得し資格が有効で、スキーバッジテストを含む検定の検定員を3回以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーターはこの限りではない。</p> <p>(2) B級検定会</p> <p>① スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、C級検定員資格が有効な者</p> <p>(3) C級検定会</p> <p>スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者</p> <p>2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。</p> <p>3 B級検定会及びC級検定会は、スキー指導員検定及びスキー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。</p> <p>4 B級検定会及びC級検定会の年度内の受検回数は制限しない。</p>	<p>(責任者・検定員)</p> <p>第 17 条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) A級検定会</p> <p>① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>② 主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>③ 検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。</p> <p>(2) B級検定会</p> <p>① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>② 主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者</p> <p>④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。</p> <p>(3) C級検定会</p> <p>① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>② 主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者</p> <p>④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第 18 条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) A級検定会</p> <p>① スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者</p> <p>② 受検する年度の6年度前までにB級検定員を取得し資格が有効で、スキーバッジテストを含む検定の検定員を3回以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーターはこの限りではない。</p> <p>(2) B級検定会</p> <p>① スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、C級検定員資格が有効な者</p> <p>(3) C級検定会</p> <p>スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者</p> <p>2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。</p> <p>3 B級検定会及びC級検定会は、スキー指導員検定及びスキー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。</p> <p>4 B級検定会及びC級検定会の年度内の受検回数は制限しない。</p>	
--	--	--

<p>(受検手続)</p> <p>第 19 条 B 級検定会及び C 級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(検定試験の実施方法と合否判定方法)</p> <p>第 20 条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</p> <p>(1) 実技テスト</p> <p>第 15 条に示した検定会及びスキーバジジテストの受検者(20 名以内)の検定種目(原則 3 種目)を対象とし、第 17 条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、検定員検定受検者の採点の的中率(合否が 70%以上かつ±3 ポイント以内が 80%以上)で合格とする。</p> <p>(2) 理論テスト</p> <p>理論テストの合格基準は、満点に対して 60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。</p> <p>(3) 総合判定</p> <p>同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第 21 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバジジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告)</p> <p>第 22 条 A 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 B 級検定会及び C 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>3 B 級検定会及び C 級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 23 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 58 年 8 月 制定</p> <p>昭和 60 年 5 月 改訂</p> <p>昭和 61 年 5 月 改訂</p> <p>昭和 61 年 11 月 改訂</p> <p>昭和 62 年 9 月 改訂</p> <p>平成元年 6 月 改訂</p> <p>平成 2 年 11 月 改訂</p> <p>平成 5 年 6 月 26 日 改正</p> <p>平成 11 年 10 月 18 日 改正</p> <p>平成 12 年 9 月 20 日 改正</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日 改正</p> <p>平成 15 年 6 月 27 日 改正</p> <p>平成 16 年 6 月 25 日 改正</p> <p>平成 17 年 11 月 2 日 改正</p> <p>平成 19 年 7 月 5 日 改正</p> <p>平成 21 年 9 月 18 日 改正</p>	<p>(受検手続)</p> <p>第 19 条 B 級検定会及び C 級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(検定試験の実施方法と合否判定方法)</p> <p>第 20 条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</p> <p>(1) 実技テスト</p> <p>第 15 条に示した検定会及びスキーバジジテストの受検者(20 名以内)の検定種目(原則 3 種目)を対象とし、第 17 条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、検定員検定受検者の採点の的中率(合否が 70%以上かつ±3 ポイント以内が 80%以上)で合格とする。</p> <p>(2) 理論テスト</p> <p>理論テストの合格基準は、満点に対して 60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。</p> <p>(3) 総合判定</p> <p>同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第 21 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバジジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告)</p> <p>第 22 条 A 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 B 級検定会及び C 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>3 B 級検定会及び C 級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 23 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 58 年 8 月 制定</p> <p>昭和 60 年 5 月 改訂</p> <p>昭和 61 年 5 月 改訂</p> <p>昭和 61 年 11 月 改訂</p> <p>昭和 62 年 9 月 改訂</p> <p>平成元年 6 月 改訂</p> <p>平成 2 年 11 月 改訂</p> <p>平成 5 年 6 月 26 日 改正</p> <p>平成 11 年 10 月 18 日 改正</p> <p>平成 12 年 9 月 20 日 改正</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日 改正</p> <p>平成 15 年 6 月 27 日 改正</p> <p>平成 16 年 6 月 25 日 改正</p> <p>平成 17 年 11 月 2 日 改正</p> <p>平成 19 年 7 月 5 日 改正</p> <p>平成 21 年 9 月 18 日 改正</p>	
---	---	--

平成 23 年 9 月 20 日 改正	平成 23 年 9 月 20 日 改正	
平成 23 年 11 月 18 日 改正	平成 23 年 11 月 18 日 改正	
平成 25 年 8 月 9 日 改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
平成 26 年 7 月 15 日 改正	平成 26 年 7 月 15 日 改正	
平成 27 年 7 月 14 日 改正	平成 27 年 7 月 14 日 改正	
平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日施行	平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日施行	
平成 29 年 7 月 15 日 改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
平成 30 年 7 月 2 日 改正	平成 30 年 7 月 2 日 改正	
令和 2 年 11 月 6 日 改正	令和 2 年 11 月 6 日 改正	
令和 2 年 11 月 6 日 改正	令和 2 年 11 月 6 日 改正	
令和 5 年 7 月 5 日 改正	令和 5 年 7 月 5 日 改正	
	<u>令和 5 年 9 月 14 日 改正</u>	